

# 家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業実施要綱

(制定) 平成25年5月 1日付25環エ分第 4号

(改正) 平成26年3月27日付25環エ分第 38号

(改正) 平成27年2月25日付26環エ地第218号

(改正) 平成30年6月19日付30環地地第141号

## 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が行う「家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

- 1 都は、家庭に住宅用エネルギーマネジメント推進機器を設置する都民に対し、当該機器の設置に係る経費の一部を助成する。
- 2 都は、前項の助成を受けた都民に対し、エネルギー利用の効率化及び最適化に努めるよう求めるとともに、家庭での電力消費に係る情報を提供するよう求める。

## 第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 住宅用エネルギーマネジメント推進機器 ガスコージェネレーションシステム、蓄電池システム及びビークル・トゥ・ホームシステムのうち、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用するもの
- 2 ガスコージェネレーションシステム ガスエンジンユニット（発電出力5キロワット以上のものに限る。）又は燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される、電気と熱の供給を主目的としたシステム
- 3 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。）に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステムで、別に定める国の事業において補助対象機器として登録されているもの
- 4 ビークル・トゥ・ホームシステム 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（車両に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用することができるものに限る。）（以下「電気自動車等」という。）と住宅とで電力を相互に供給するシステム
- 5 HEMS等 住宅におけるエネルギー管理システムで、別に定める国の事業において補助対象機器として登録されているものその他別に定めるもの

## 第4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおり住宅用エネルギーマネジメント推進機器の設置に係る経費の助成を行う。

## 1 助成対象者

助成対象者（助成金の交付対象となる者をいう。以下同じ。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 次項に定める助成対象機器（助成金の交付対象となる住宅用エネルギーマネジメント推進機器をいう。以下同じ。）の所有者であること。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人を除く。

イ 助成対象機器を設置する住宅において、別に定めるときまでにHEMS等を導入すること。

ウ 助成対象機器を設置する住宅の助成対象機器設置前1年間及び設置後2年間の電力消費に係る情報について、都の求めに応じて提供すること。ただし、新築住宅に助成対象機器が設置される場合は、設置前の情報は要しない。

## 2 助成対象機器の要件

助成対象機器は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 都内の住宅に設置されるものであること。

イ 未使用品であること。

ウ 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に設置されること。ただし、平成28年4月1日以後に設置される機器にあつては、平成28年3月31日までに助成金の事前申請が行われたものに限る。

## 3 助成金額

助成金の交付額は、次のとおりとする。

ア ガスコージェネレーションシステム

機器費（機器の設置に要する費用として別に定めるものをいう。以下同じ。）の4分の1。ただし、燃料電池ユニットで構成されるものにあつては、上限額を別に定める国の事業における補助金額の2分の1とする。

イ 蓄電池システム

機器費の6分の1、機器費の2分の1の額から別に定める国の事業における補助金額を控除した額又は別に定める国の事業における補助対象経費の額から別に定める国の事業における補助金額を控除した額のうち、いずれか小さい額。ただし、上限額を500,000円（助成対象機器を設置する住宅が集合住宅である場合は、500,000円に当該集合住宅の総戸数を乗じて得た額）とする。

ウ ビークル・トゥ・ホームシステム

100,000円。ただし、電気自動車等と同時に導入する場合には、250,000円とする。

エ 太陽光発電システム設置に伴う助成金額の上乗せ

アからウまでに掲げる機器のいずれかを設置するとともに、当該機器を設置する住宅において太陽光発電システムを新たに導入する場合は、太陽光発電システムの出力1キロワット当たり20,000円の助成金額を上乗せする。

## 4 予算額

各助成対象機器に対する助成金の予算額（第6に定める本事業の実施期間における総額をいう。以下同じ。）は、次のとおりとし、各予算額の範囲内で助成を行う。

ア ガスコージェネレーションシステム

3,657,650,000円

イ 蓄電池システム

1,693,425,000円

ウ ビークル・トゥ・ホームシステム

1,347,500,000円

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。
- 4 前項の規定による公社への事務の委託終了後に発生した交付決定の取消等の事務については、家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業助成金交付要綱（平成25年6月17日付25都環公総地第413号。以下「交付要綱」という。）及び家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業における助成金の交付対象となるシステムの処分承認基準（平成26年3月1日付25都環公総地第1464号）に基づき都が行う。
- 5 前項の規定により都が事務を行う場合においては、交付要綱第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公社」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

## 第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、平成25年度から平成27年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、平成25年度から平成29年度まで行う。

## 第7 その他必要な事項

- 1 各助成対象機器に対する助成は、国が当該機器に対して補助事業を実施している間に限り実施する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成25年5月 1日付25環エ分第 4号）

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日付25環エ分第38号）

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則（平成27年2月25日付26環エ地第218号）

この要綱は、平成27年2月25日から施行する。

附 則（平成30年6月19日付30環地地第141号）

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。